

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	西久保観世音 の鉦はり	埼玉県入間市宮寺	西久保観世音鉦はり 保存会